

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）

日時：令和7年7月25日（金）午後3時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

### — 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議  
（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業

#### 【審議資料】

資料1 「（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定  
及び項目別審議について

資料1-2 「（仮称）ニトリモール東八三鷹建設事業」に係る環境影  
響評価調査計画書について（案）

<出席者>

会長 片谷委員

第一部会長 山下委員

荒井委員

飯泉委員

尾崎委員

玄委員

高橋委員

速水委員

山口委員

横田委員

(10名)

関政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

## 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和7年7月25日

(事業名称) (仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業

1 選定した環境影響評価の項目 9項目 (選定した理由 p.111~112)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス

### 【騒音・振動】

工事施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動及び工事完了後の設備の稼働に伴う騒音・低周波音の予測では、予測地点として最大値が出現する地点を含む範囲を計画しているが、計画地は、西側は第一種低層住居専用地域に、北側は第一種住居地域に接していることから、最大値出現地点のほか、周辺住居等に配慮した予測地点を設けること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 8項目 (選定しなかった理由 p.113)

悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「(仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業」環境影響評価調査計画書に対する  
都民の意見書及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 都民からの意見書

なし

3 周知地域市長からの意見

【三鷹市】

三鷹市民から提出された意見については、環境保全の観点から誠意をもって十分な対応を行うこと。

本計画地の周辺では、週末を中心としてすでに交通渋滞が発生しており、生活環境に及ぼす影響が大である。今後はさらに計画に伴う大気汚染や騒音・振動による、周辺への環境影響の可能性が予測されている。関係車両の走行や駐車場利用にあたっては、アイドリングストップ等についての周知徹底のみならず、周辺道路の交通状況等を踏まえて渋滞発生を抑制するため、敷地から道路への車両の出入りについて充分配慮をすること。

【調布市】

- 1 今後、調布市民から意見や要望などが提出された場合には、内容を精査のうえ、十分かつ丁寧な対応を図ること。

- 2 当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を計画地から周囲400mとし、調布市深大寺北町四丁目の一部、深大寺東町七丁目の一部、深大寺東町八丁目の一部が入るとともに、この地域に限らず、調布市民に影響を及ぼすことがあると考えられるから、適時、調布市へ情報を提供すること。
- 3 一般項目及び環境項目については、調査・予測・評価の実施において様々な視点に配慮すること。
- 4 選定しなかった項目（計画書7.3）については、今後、事業の進捗により新たに選定の必要が生じた場合には、適切に対応すること。
- 5 調査データについて、求めがあれば、公開、公表等ができるよう、努めること。
- 6 本計画地の周辺では、週末を中心としてすでに交通渋滞が発生しており、今後は更に本計画に伴う大気汚染や騒音、振動による周辺への環境影響の可能性が予測されていることから、関係車両の走行や駐車場利用に当たっては、周辺道路の交通状況等を踏まえて渋滞発生を抑制するため、敷地から道路への車両の出入りについて十分な配慮をすること。
- 7 温室効果ガスの項目については、調布市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、調布市内全域を「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に設定していることを踏まえ、建築物における省エネルギー化の徹底や再生可能エネルギーの導入等において法令基準以上の積極的な取組を行うこと。

「(仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について  
(案)

## 第1 審議経過

本審議会では、令和7年6月3日に「(仮称) ニトリモール東八三鷹建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【騒音・振動】

工事施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動及び工事完了後の設備の稼働に伴う騒音・低周波音の予測では、予測地点として最大値が出現する地点を含む範囲を計画しているが、計画地は、西側は第一種低層住居専用地域に、北側は第一種住居地域に接していることから、最大値出現地点のほか、周辺住居等に配慮した予測地点を設けること。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和7年6月3日	調査計画書について諮問
部 会	令和7年7月25日	<p>環境影響評価の項目選定及び項目別審議</p> <p>【選定した環境影響評価の項目】            大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス</p> <p>【選定しなかった環境影響評価の項目】            悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場</p> <p>総括審議</p>
審議会	令和7年7月	答申(予定)